

**Special
Olympics**
Nippon
Tokushima



知的障害のある人にスポーツを

2018 年度総会資料

特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島
事務局 〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町 2 丁目 1-59
障がい者交流プラザ内
TEL 088-634-3173
FAX 088-634-3177
URL <http://www.son-tokushima.or.jp/>
E-mail office@son-tokushima.or.jp

公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本
事務局 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-22-1
西新橋 2 丁目森ビル 7 階
TEL 03-6809-2034
FAX 03-3436-3666
URL <http://www.son.or.jp/>
E-mail tokyo_office@son.or.jp

理事会・社員総会・コーチクリニック・新年の集い 次第

日時2018年2月4日(日)

場所 ホテルサンシャイン徳島アネックス
徳島市南出来島町2丁目9 TEL088-622-2333

2018年理事会 13:00～13:50

- 議題 ①2017年度事業報告ならびに収支決算承認の件
②2018年事業計画ならびに収支予算承認の件
③定款変更の件
④役員人事の件
⑤役員報酬・就業規則の件
⑥その他

2018年社員総会 14:00～14:50 受付 13:50～

- 議題 ①2017年度事業報告ならびに収支決算承認の件
②2018年事業計画ならびに収支予算承認の件
③定款変更の件
④役員人事の件
⑤役員報酬・就業規則の件
⑥その他

コーチクリニック 15:00～17:30 受付 14:50～

- ①ゼネラルオリエンテーション
②アスリート理解

2018年新年の集い 18:00～20:00 受付 17:45～

- ①オープニング
②理事長挨拶
③来賓祝辞
④各スポーツプログラムより今年の抱負発表
⑤乾杯
⑥万歳三唱

2018年2月4日



ご挨拶
「Go For Challenge ～勇気と元気～」

特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島
理事長 田所 健作

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

昨年、私たちは設立 20 周年を迎え、たくさんの方々と共に盛大にお祝いすることができました。振り返りますと、バドミントンプログラムが立ち上がるなど、それぞれのプログラムが活発になり、プログラムの成果の発表の場である競技会にも参加することも出来ました。他にも、恒例の阿波踊りにも他地区の仲間と共に参加いたしましたし、幾人かのアスリートが和太鼓やハーブ演奏に参加するなどスポーツ以外にも色々取り組んでいます。

これらの活動の成果は、アスリートの皆さんの頑張りとボランティア並びにファミリーのみなさまのご尽力の賜物であり、心より感謝と敬意を表します。

また、たくさんの方々から SON・徳島の活動のためにと寄付金等による援助をいただいていることにも深く感謝いたします。今後とも変わらぬご支援のほどよろしくお願いいたします。

現在私たちは、認定 NPO 法人格の取得を目指して、徳島県との交渉をすすめております。これが認められれば、組織としても更に発展していくことが期待されます。プログラム活動におきましては、スペシャルオリンピックス国際本部やスペシャルオリンピックス日本でもその活動の強化を進めている「ユニファイドスポーツ」についても広げていきたいと考えています。

また、新たな楽しみとチャレンジの場として、ヤングアスリートプログラム (YAP) の立ち上げを企画しているところです。加えて、アスリートやボランティアの増員と活動場所の広がりを願って、昨年から県下の特別支援学校や福祉施設でスペシャルオリンピックスの説明会を実施しているところです。これらの施設を会場として、ボッチャのプログラムをスタートさせたいとも考えています。それぞれにつきまして、みなさまのご協力をお願いいたします。

さあ、21 年目のスタートです。これまでご尽力くださった皆様にあらためて御礼申し上げますとともに、今後のご支援も重ねてお願い申し上げます。

昨年に引き続き、下記の基本方針とともに、「Go For Challenge ～勇気と元気～」をテーマとして掲げさせていただきます。勇気と元気で SON・徳島を更に盛り上げていきましょう。よろしくお願いいたします。

■■2018 年度基本方針■■

1. 感謝の気持ちを大切に皆様に愛される組織作りを目指します。
2. アスリート、ボランティアが気軽に参加できるよう明るく楽しいプログラムを提供します。
3. ユニファイドスポーツの展開とともにコーチングのスキルアップを目指します。
4. 総合的な健康を願い、スポーツプログラムを基底に、文化的プログラムも展開していきます。
5. 活動を行なうために必要な資金を持続的に得る体制の確立を目指します。
6. 各種関係団体との連携を図り、より充実、信頼される活動を目指します。
7. 誰もが安心して活動できる危機管理体制を構築します。

2017年活動一覧

月日	曜日	時間	タイトル	場所
1月4日	水	19:00~20:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
1月11日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
1月11日	水	19:00~21:00	運営委員会(SP委員会含む)	障がい者プラザ3F 事務局舎む
1月13日	金	19:00~21:00	ボウリング	末広ボウル
1月14日	土	15:00~17:00	フロアーホッケーP	障害者交流プラザ体育館
1月15日	日	15:00~17:00	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
1月16日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
1月17日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
1月18日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
1月20日	金	19:00~20:00	ボウリング	末広ボウル
1月23日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
1月25日	水	19:00~21:00	20周年記念実行委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
1月27日	金	19:00~21:00	ボウリング	末広ボウル
1月28日	土	15:00~17:00	バドミントンお試しP	障がい者交流プラザ体育館
1月29日	日	14:00~15:30	理事会	ホテルサンシャイン徳島
1月29日	日	16:00~18:30	総会・コーテクニク	ホテルサンシャイン徳島
1月29日	日	18:30~20:30	新年の集い	ホテルサンシャイン徳島
1月30日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
1月31日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
2月1日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者プラザプール
2月3日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
2月5日	日	09:00~11:00	【雨天中止】陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
2月5日	日	15:00~17:00	バドミントン	障がい者プラザ体育館
2月6日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
2月8日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者プラザプール
2月8日	水	19:00~21:00	運営委員会・SP委員会含む	障がい者交流プラザ3F 事務局舎む
2月11日	土	09:00~11:00	自転車P	小松島競輪場
2月11日	土	15:00~17:00	フロアーホッケーP	体育館
2月12日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
2月12日	日	10:00~12:00	自転車P	小松島競輪場
2月13日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
2月14日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
2月15日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者プラザプール
2月17日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
2月19日	日	15:00~17:00	フロアーホッケーP	障がい者交流プラザ体育館
2月20日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
2月22日	水	19:00~21:00	20周年記念式典準備委員会	障がい者プラザ3F 事務局
2月24日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
2月25日	土	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
2月25日	土	15:00~17:00	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
2月27日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
2月28日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
3月1日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
3月4日	土	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
3月6日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
3月8日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
3月8日	水	19:00~21:00	3月運営委員会/SP委員会	障がい者プラザ3F 事務局
3月10日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
3月11日	土	15:00~17:00	テニスP	障がい者交流プラザ 体育館
3月12日	日	09:00~16:00	バドミントンコーテクニク	徳島県立みなと高等学園
3月13日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
3月14日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
3月15日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
3月17日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
3月19日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
3月25日	土	12:00~14:00	バドミントン	B&G 海洋センター
3月27日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
3月28日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
3月31日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
月日	曜日	時間	タイトル	場所
4月2日	日	15:00~17:00	テニス	障がい者交流プラザ体育館
4月4日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
4月5日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
4月5日	水	19:00~21:00	4月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
4月7日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
4月8日	土	15:00~17:00	テニス	障がい者交流プラザ体育館
4月9日	日	09:00~16:00	自転車コーテクニク	小松島競輪場
4月10日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
4月12日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
4月14日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
4月15日	土	13:00~15:00	バドミントン	B&G 海洋センター
4月16日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場
4月16日	日	15:00~17:00	バドミントン	障がい者交流プラザ体育館
4月17日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
4月18日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ

4月19日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
4月21日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
4月22日	土	15:00~17:00	フロアーホッケー	障がい者交流プラザ体育館
4月23日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
4月23日	日	10:00~12:00	テニス	北島町営テニスコート
4月24日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
4月29日	土	09:00~11:00	自転車P	鳴門
4月30日	日	09:00~11:00	自転車プログラム	鳴門ウチノ海総合公園
4月30日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
月日	曜日	時間	タイトル	場所
5月3日	水	10:00~12:00	テニス	川内スポーツセンター(葬祭場横)
5月6日	土	09:00~11:00	自転車P	鳴門市ウチノ海総合公園駐車場集合
5月7日	日	09:00~11:00	陸上プログラム	徳島市陸上競技場(田宮)
5月7日	日	15:00~17:00	バドミントン	障害者交流プラザ体育館
5月9日	火	19:00~21:00	ボウリングプログラム	石井ポップジョイ
5月10日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
5月10日	水	19:00~21:00	5月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
5月12日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
5月13日	土	09:00~11:00	陸上プログラム	徳島市陸上競技場(田宮)
5月13日	土	15:00~17:00	バドミントン	障害者交流プラザ体育館
5月13日	土	15:00~17:00	テニスプログラム	B&G 海洋センター
5月14日	日	09:00~16:00	ボウリングコーテクニク	スエヒロボウル
5月15日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
5月17日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
5月17日	水	19:00~21:00	20周年準備委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
5月19日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
5月21日	日	15:00~17:00	テニス	障がい者交流プラザ体育館
5月22日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
5月23日	火	19:00~21:00	ボウリングプログラム	石井ポップジョイ
5月24日	水	19:00~21:00	20周年準備委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
5月26日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
5月27日	土		自転車P	小松島競輪場
5月27日	土	15:00~17:00	テニス	障がい者交流プラザ体育館
5月28日	日	09:00~11:00	陸上プログラム	徳島市陸上競技場(田宮)
5月28日	日	09:00~12:00	自転車プログラム	小松島競輪場
5月29日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
月日	曜日	時間	タイトル	場所
6月3日	土	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
6月3日	土	13:00~15:00	バドミントン	論田B&G体育館
6月6日	火	19:00~21:00	ボウリングプログラム	石井ポップジョイ
6月7日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
6月7日	水	19:00~21:00	6月運営委員会 / SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
6月9日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
6月11日	日	09:00~11:00	自転車P	小松島競輪場
6月11日	日	15:00~17:00	テニス	障がい者交流プラザ体育館
6月12日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
6月14日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
6月16日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
6月17日	土	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
6月18日	日	09:00~11:00	自転車P	小松島競輪場
6月18日	日	10:00~16:30	第11回テニス競技会	三木総合防災公園屋内テニスコート(兵庫県)
6月20日	火	19:00~21:00	ボウリングプログラム	石井ポップジョイ
6月21日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
6月23日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
6月24日	土	15:00~17:00	バドミントン	障害者交流プラザ体育館
6月26日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
月日	曜日	時間	タイトル	場所
7月1日	土	09:00~11:00	自転車P	
7月2日	日	15:00~17:00	バドミントン	障がい者交流プラザ体育館
7月3日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
7月5日	水	19:00~21:00	運営委員会・SP委員会含む	障がい者交流プラザ3F 事務局
7月7日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
7月8日	土	15:00~17:00	フロアーホッケー	障がい者交流プラザ体育館
7月9日	日		SON 広島自転車競技会に参加	
7月10日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
7月11日	火	19:00~21:00	ボウリングプログラム	石井ポップジョイ
7月12日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
7月14日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
7月16日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
7月19日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者交流プラザプール
7月22日	土	15:00~17:00	バドミントン	障がい者交流プラザ体育館
7月23日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
7月25日	火	19:00~21:00	ボウリングプログラム	石井ポップジョイ
7月28日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
7月30日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
7月30日	日	13:00~15:00	テニスP	論田町 B&G 海洋センター体育館

7月31日	月	18:00~21:00	バスケット	徳島市体育館
月日	曜日	時間	タイトル	場所
8月2日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者プール
8月2日	水	19:00~21:00	運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
8月5日	土	12:00~14:00	バドミントンP	青少年交流センター(徳島市論田町中開47番地)
8月6日	日	09:00~11:00	テニスP	徳島市スポーツセンター体育館(川内町)
8月6日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
8月6日	日	09:30~16:00	第12回交流プラザフェスタ	障がい者交流プラザ
8月8日	火	19:00~21:00	ボウリングプログラム	石井ポップジョイ
8月9日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者プラザプール
8月11日	金	19:00~21:00	阿波踊り前夜祭	アステイトくしま
8月12日	土	13:00~21:00	SON・徳島阿波踊り	障がい者交流プラザ3F団体会議室 体育館 市内演舞場
8月16日	水	19:00~21:00	水泳	障がい者プラザプール
8月18日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
8月20日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
8月20日	日	09:00~11:00	自転車P	ウチノ海総合公園
8月22日	火	19:00~21:00	ボウリングプログラム	石井ポップジョイ
8月26日	土	15:00~17:00	バドミントンP	障がい者交流プラザ 体育館
8月27日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
月日	曜日	時間	タイトル	場所
9月1日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
9月2日	土	09:00~12:00	ユニファイドスポーツ・クリエイション(ボウリング)	スエヒロボウル
9月3日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
9月3日	日	15:00~17:00	テニスP	障がい者交流プラザ 体育館
9月4日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
9月5日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
9月6日	水	19:00~21:00	運営委員会 / SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
9月6日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
9月9日	土	15:00~17:00	バドミントンP	障がい者交流プラザ 体育館
9月10日	日	09:00~16:30	テニスコーチクリニック	川内スポーツセンター
9月11日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
9月12日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
9月13日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
9月15日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
9月17日	日	09:00~11:00	【台風中止】陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
9月17日	日	15:00~17:00	テニスP	障がい者交流プラザ 体育館
9月18日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
9月19日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
9月20日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
9月23日	土	09:30~16:30	近畿ブロック大会(テニス)	兵庫県
9月26日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
9月29日	金	19:00~21:00	ボウリング	スエヒロボウル
9月30日	土	16:00~18:00	リレー・フォー・ライフ トーチラン	東新町商店街
月日	曜日	時間	タイトル	場所
10月1日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場
10月2日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
10月3日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
10月4日	水	19:00~21:00	10月運営委員会 / SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
10月4日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
10月6日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
10月10日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ

10月11日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
10月14日	土	15:00~17:00	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
10月16日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
10月17日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
10月18日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
10月20日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
10月22日	日	14:00~16:00	テニスP	うちの海運動公園(テニスコート)
10月23日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
10月27日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
10月28日	土	15:00~17:00	テニスP	障害者交流プラザ体育館
10月30日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
10月31日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
11月1日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
11月1日	水	19:00~21:00	11月運営委員会/SP委員会	障がい者プラザ3F 事務局
11月5日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
11月5日	日	09:00~12:00	バドミントンP	徳島市勤労者体育館(徳島市津田海岸町8-29)
11月5日	日	15:00~19:00	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
11月6日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
11月7日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
11月8日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
11月10日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
11月14日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
11月15日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
11月17日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
11月18日	土		自転車P	ウチノ海総合公園
11月20日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
11月21日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
11月23日	木	09:00~11:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)
11月24日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
11月25日	土	15:00~17:00	フロアホッケーP	障害者交流プラザ体育館
11月26日	日	10:00~12:00	テニスP	北島町民体育センター内テニスコート
11月27日	月	18:00~21:00	バスケットP	徳島市立体育館
11月28日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
12月1日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
12月3日	日	10:00~15:00	SON・徳島 2017 クリスマス会	障がい者プラザ3F 研修室
12月3日	日	15:00~17:00	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
12月5日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
12月6日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
12月6日	水	19:00~21:00	12月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F 事務局
12月8日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
12月10日	日	09:30~11:30	陸上P☆シングルベルマラソン試走	鳴門市大麻町
12月10日	日	11:00~13:00	松山湯葉ライオンズクラブボウリング競技会	
12月12日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
12月13日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
12月15日	金	19:00~21:00	ボウリングP	末広ボウル
12月17日	日	15:00~17:00	フロアホッケーP	障がい者交流プラザ体育館
12月19日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
12月20日	水	19:00~21:00	水泳P	障がい者交流プラザプール
12月23日	土		陸上P☆シングルベルマラソン大会	鳴門市大麻町
12月23日	土	15:00~17:00	テニスP	障がい者交流プラザ体育館

※スポーツプログラム数：222回



水泳



陸上



バスケットボール



ボウリング



テニス



自転車



フロアホッケー



バドミントン

1 事業の成果

知的発達障害のある人たちが、様々なオリンピック競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会に年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や、他のアスリート、そして地域の人々と才能、技能、友情を分かち合う機会を継続的に提供した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
地域社会における知的発達障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大	「S0 国際本部」のスキルに基づき、日常定常的にトレーニングプログラムを実施し、プログラムで着用するポロシャツを作成した。	1回2時間のプログラムを年間222回実施した。	障がい者交流プラザ・徳島市立体育館等県下公共施設ほか	延べ600人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア 延べ2,900人	681
	トレーニングプログラムの成果の発表会としてSON・徳島ボランティア交流会を行った。	9月2日	末広ボウル	10人	アスリート、ファミリー、ボランティア34人	40
S0 国際本部及びS0 日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加	S0 国際本部、S0 日本及びS0 他地区が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会、会合へ参加した。	3月 ほか	東京都 高知県 兵庫県 岡山県 広島県 愛媛県	延べ50人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	582
この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供	資料及び情報の提供を行った。	通年	障がい者交流プラザほか	3人	県民約100人	0
法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供	ボランティア研修会の開催は実施なし					0

知的発達障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業	広報パンフレットを作成し情報提供を行った。	通年	障がい者交流プラザほか	3人	県民約100人	0
その他知的発達障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業	新年の集いを実施し会員の交流を図った。	1月29日	ホテルサンシャイン徳島アネックス	3人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア42人	124
	20周年記念式典で記念講演、祝賀会を実施し、会員のみならずお世話になった方々と交流を図った。	6月10日	ホテルクレメント徳島	20人	ゲスト、ご招待、アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア131人	1,164
	県外のS0会員と共に徳島市の阿波踊りに参加、演舞場へ踊りこみ、会員の社会参加を図った	8月12日	徳島市	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア112人	333
	クリスマス会を実施し会員の交流を図った。	12月3日	障がい者交流プラザ	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア32人	2
定款の事業活動を行うための事務局運営	家賃・水道光熱費・通信運搬費・事務消耗品費・印刷費・会議費・謝金ほか	通年	障がい者交流プラザ 団体事務室	5人	会員506人	1,094

(2) 収益事業 実施なし

SON・徳島会員数 2017年12月31日現在

アスリート	109名
ファミリー	137名
コーチ	31名
ボランティア	159名
その他	3名
計	439名
社員数	81名
賛助会員数	50名
登録会員数	308名
合計	439名

特定非営利活動に係る事業会計活動計算書

スペシャルオリンピックス日本・徳島

(単位：円)

自 2017 年 1 月 1 日 至 2017 年 12 月 31 日

		《経常収入の部》	
[経常収入の部]			
【経常収入】			
入会金収入		15,000	
正会員会費収入		340,000	
賛助会員会費収入		99,000	
法人賛助会費収入		300,000	
寄付金収入		1,765,009	
事業収入		1,568,090	
スポーツトレーニング		(409,300)	
SON 他地区競技会		(215,930)	
地域社会参加		(942,860)	
受取利息収入		1,127	
雑収入		145,000	
経常収入 計		4,233,226	4,233,226
		《経常支出の部》	
[経常支出の部]			
【事業費】			
事業費		2,927,037	
会議費		(113,530)	
スポーツトレーニング		(721,240)	
SON 他地区		(302,656)	
地域社会参加		(1,623,716)	
研修費		(165,895)	
当期事業費 計		2,927,037	
合 計		2,927,037	
事業費 計		2,927,037	2,927,037
【管理費】			
謝 金		180,000	
アルバイト給料		265,200	
法定福利費		1,383	
通 信 費		171,168	
水道光熱費		19,927	
事務用消耗品費		29,431	
印刷 経費		81,263	
地代 家賃		67,641	
保 険 料		142,219	
租税 公課		1,885	
諸 会 費		3,000	
支払手数料		34,756	
減価償却費		90,000	
雑 費		7,084	
管理費 計		1,094,957	1,094,957
経常収支差額		211,232	211,232
正味財産減少の部 計		0	0
当期正味財産増加額		211,232	211,232
前期繰越正味財産額		9,416,102	9,416,102
当期正味財産合計		9,627,334	9,627,334

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

スペシャルオリンピックス日本・徳島

(単位：円)

2017年12月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		流動負債 計	0
現 金	34,859	負債の部合計	0
郵便 貯金	3,415,773	正 味 財 産 の 部	
徳銀 普通	1,003,554	【正味財産】	
阿銀 普通	603,144	正味 財産	9,627,334
定期 預金	4,052,504	(うち当期正味財産増加額)	211,232
現金・預金 計	9,109,834	正味財産 計	9,627,334
流動資産合計	9,109,834	正味財産の部合計	9,627,334
【固定資産】			
(有形固定資産)			
建 物	517,500		
有形固定資産 計	517,500		
固定資産合計	517,500		
資産の部合計	9,627,334	負債・正味財産の部合計	9,627,334

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

スペシャルオリンピックス日本・徳島

[税込] (単位：円)

2017年12月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	34,859
郵便 貯金	3,415,773
徳銀 普通	1,003,554
阿銀 普通	603,144
定期 預金	4,052,504
現金・預金 計	9,109,834

流動資産合計

9,109,834

【固定資産】

(有形固定資産)

建 物	517,500
有形固定資産 計	517,500

固定資産合計

517,500

資産の部 合計

9,627,334

《負債の部》

【流動負債】

流動負債 計

0

負債の部 合計

0

正味財産



9,627,334

監査報告書

2018年1月10日

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島
理事長 田所 健作 殿

監事

高岡彰治 
森岡康司 

私は、2017年1月1日から2017年12月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類を閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 活動報告書は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の活動状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないと認める。

1 事業の成果

知的発達障害のある人たちが、様々なオリンピック競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会に年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や、他のアスリート、そして地域の人々と才能、技能、友情を分かち合う機会を継続的に提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
地域社会における知的発達障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム	「S0 国際本部」のスキルに基づき、日常定常的にトレーニングプログラムを実施する。	1回2時間のプログラムを年間180回実施。	障がい者交流プラザ・徳島市立体育館等県下公共施設ほか	延べ600人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア 延べ2,500人	1,140
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	100
S0 国際本部及びS0 日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加	S0 国際本部、S0 日本及びS0 他地区が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会、会合へ参加する。	3月ほか	県外	延べ50人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	900
	2018年第7回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・愛知に参加する。	9月22日～24日	愛知県	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア20人	600
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	100
この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供	資料及び情報の提供を行う。	随時	県立障がい者交流プラザほか	3人	県民約100人	0
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	随時	県立障がい者交流プラザ	3人	県民約100人	10

法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供	ボランティア研修会の開催は実施なし	随時					0
知的発達障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業	広報パンフレットを作成し情報提供を行う。	随時	県立障害者交流プラザほか	3人		県民約100人	10
その他知的発達障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業	新年の集いを実施し会員の交流を図る。	2月4日	ホテルサンシャイン徳島アネックス	3人		アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア40人	150
	県外のSO会員と共に徳島市の阿波踊りに参加、演舞場へ踊りこみ、会員の社会参加を図る。	8月12日	徳島市	5人		アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア90人	600
	クリスマス会を実施し、会員の交流を図る。	12月	徳島市	3人		アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア30人	5
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	随時	県立障害者交流プラザ	5人		アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	35
定款の事業活動を行うための事務局運営	家賃・水道光熱費・通信運搬費・事務消耗品費・印刷費・会議費・給与ほか	通年	障害者交流プラザ	5人		会員439人	1,350

(2) 収益事業 計画なし

特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

スペシャルオリンピックス日本・徳島

(単位:円)

自 2018年1月1日 至 2018年12月31日

《経常収入の部》

[経常収入の部]

【経常収入】

入会金収入	10,000
正会員会費収入	350,000
賛助会員会費収入	100,000
法人賛助会費収入	250,000
寄付金収入	1,600,000
助成金収入(共同募金会)	300,000
事業収入	
スポーツトレーニング(参加者からの収入)	1,000,000
SOI, SON, 他地区競技会(参加者からの収入)	500,000
地域社会参加	750,000
(総会、新年の集い)	(150,000)
(阿波踊り、例年どおり)	(600,000)
保険料収入(スポーツ保険料)	<u>140,000</u>

経常収入計

5,000,000

《経常支出の部》

[経常支出の部]

【事業費】

会議費(SON, 他地区)	100,000
スポーツトレーニング	900,000
SOI, SON, 他地区競技会	1,000,000
地域社会参加	755,000
(総会、新年の集い)	(150,000)
(阿波踊り、例年どおり)	(600,000)
(クリスマス会)	(5,000)
研修費(コーチクリニックなど)	400,000
施設使用料	100,000
通信費	150,000
事務消耗品費	35,000
印刷経費	70,000
保険料(スポーツ保険料他)	<u>140,000</u>

事業費計

3,650,000

【管理費】

謝 金	60,000
アルバイト給料	800,000
法定福利費	3,000
通信費	20,000
水道光熱費	20,000
会議費	150,000
事務消耗品費	5,000
印刷経費	15,000
地代家賃	70,000
租税公課	9,000
諸会費	3,000
慶弔費	20,000
支払手数料	75,000
減価償却費	90,000
雑 費	10,000

管理費計	<u>1,350,000</u>
経常支出計	<u>5,000,000</u>
経常収支差額	<u>0</u>
当期正味財産増加額	<u>0</u>
前繰越正味財産額	<u>9,627,102</u>
当期正味財産合計	<u>9,627,102</u>



2017 年度感謝状贈呈先

スペシャルオリンピックス日本・徳島へ格別のお心づかいを頂き、誠にありがとうございます。
ございます。

この運動の輪は、徳島も少しずつではありますが確実に広がってきております。
これもひとえに皆様方の暖かいご支援の賜物と深く感謝しております。今後とも
一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

(敬称略 五十音順)

- * 阿波総合開発株式会社 徳島カントリー倶楽部 様
- * 石原金属(株) 様
- * 癒しの空間 Shalom 代表 森岡康司 様
- * (株)加藤自動車相談所 様
- * (医)川島会 様
- * (株)北島コーポレーション 様
- * (税)Global Activation 様
- * 齋藤 弘子 様
- * 四国コカ・コーラボトリング(株) 様
- * (株)壮光堂 様
- * 祖川幼児教育センター 様
- * 宝タクシー(株) 様
- * 徳島県倫理法人会 様
- * 徳島吉野川ライオンズクラブ 様
- * (株)ノズミ 様
- * 原田医院 原田和代 様
- * ヒューマンボランティア協会 様
- * (株)ファルコン 様
- * ホテルサンシャイン徳島 様
- * 明治大学校友会 徳島県支部 様

2017年活動の様子

6月11日 日曜日 社会 (26)

知的障害者のスポーツ支援 SON日本・徳島20周年祝う

徳島市

SONの活動について語る細川名譽会長
||Rホテルクレメント徳島

知的障害者のスポーツ活動を支援するNPO法人スペシャルオリンピックス(SO)日本・徳島の設立20周年記念式典が10日、徳島市のJRホテルクレメント徳島であった。約120人が出席。田所健作理事長が「これからますますアスリートが成長し、活動が社会に広まるよう努めていきたい」などあいさつし、飯泉嘉門知事が祝辞を述べた。これに先立ち、SO日本の細川佳代子名誉会長が講演。勝つことだけでなく、努力したことを認めるのがSOの活動の良さとし「日本社会が障害者に対する理解を深め、優しい社会になってくれば」と語った。
(岡山愛子)



SON・徳島20周年記念講演会・祝賀会

2017阿波踊り

乗庁 月日 2017年(平成29年)8月13日 日曜日

心ひら 17阿波踊り

友好 願い込め

12日の徳島市の各演舞場には、さまざまな特徴のある連が姿を見せた。障害のある人、日本との友好を願う中国人、社会人学習塾の生徒…。それぞれが「踊る阿呆」になりきり、本場の熱気を楽しんだ。(1面参照)

SON日本・徳島連
ル大好き」と舌を掛け合いながら、威勢よく男踊りを披露した。連らでつくるスペシャルオリンピックス(SO)は1999年に結成。2000年から参加している埴瀬大さん(40)は「お客さんが大きな拍手を送ってくれて、うど6府県から集まった障害者らは「スペシャル」

Special Olympics Nippon Tokushima

威勢よく踊り込むスペシャルオリンピックス
日本・徳島連 || 竹笠前演舞場



とくしまマラソン2017給水ボランティア



自転車コーチクリニック



テニスコーチクリニック



バドミントンコーチクリニック



松山湯築ライオンズクラブボウリング競技会



SON・広島自転車競技会



SON・兵庫テニス競技会



内ノ海BBQ



ユニス・ケネディ・シュライバー・デー
ユニファイドスポーツレクリエーション・ボウリング



2017クリスマス会

理事役員名簿

特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島
平成30年3月～平成32年2月末日

理事 18名

役名	氏名	住所	報酬
理事 理事長	田所 健作	徳島市かちどき橋4丁目14番地の1	無
理事 副理事長	阿部 晶彦	徳島市南沖洲一丁目4番37号	無
理事 副理事長	前田 雅史	徳島市東出来島町25番地	無
理事 事務局長	伊藤 洋治	徳島市南佐古四番町2番11号	無
理事	圓藤 とよ子	板野郡板野町川端字若王寺81	無
理事	庄野 昌彦	徳島市西須賀町東開60-19	無
理事	埴淵 はるみ	徳島市末広4丁目2-60	無
理事	石原 譲	徳島市北沖洲三丁目7番3号	無
理事	島田 覚司	徳島市川内町鶴島17番地の6	無
理事	齋藤 智彦	徳島市大和町一丁目3番24号	無
理事	祖川 泰治	徳島市幡町2丁目7番地	無
理事	原田 昭仁	徳島市中前川町5丁目1番地の222	無
理事	原田 和代	徳島市南前川町4丁目48	無
理事	澤 朋行	徳島市山城西2丁目64番地	無
理事	杉野 功祐	小松島市横須町11番18号	無
理事	福岡 正洋	徳島市津田町二丁目8番29-5号	無
理事	日浦 教和	板野郡藍住町富吉字豊吉66番地4	無
理事 会長	三谷 郁彦	板野郡北島町江尻旭光9番地の20	無

監事 2名

監事	森岡 康司	鳴門市瀬戸町明神字越浦146番地	無
監事	高岡 彰治	板野郡松茂町中喜来字稲本31-10	無

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会が別に定める。

附 則

この規定は平成30年2月4日から施行する。

就業規則

第1章 総 則

第1条 (目 的)

1. この規程はスペシャルオリンピックス日本・徳島（以下法人という）の職員の勤務規律、労働条件を定めたものである。
2. この規定に定めていないことは、労働基準法、その他法令による。

第2条 (職員の定義)

この規則で職員とは、所定の手続きを経て採用された者をいう。

第2章 採 用

第3条 (採 用)

1. 職員は採用の際、以下の書類を提出しなければならない。

- ①履歴書
- ②その他、法人が指示したもの

2. 法人は職員と雇用契約書を作成する。

第4条 (雇用契約)

1. 法人は職員を採用する場合、3年以内の期間を個別に定めて雇用契約を締結する。
2. さらに雇用契約を延長する必要がある場合は、個別に契約を更新する。

第3章 就業時間、休憩時間、休日および休暇

第5条 (就業時間および休憩時間)

1. 職員の所定労働時間は、1週40時間、1日8時間の範囲内で個別に雇用契約書において定める。
2. 休憩については以下の基準に基づき個別に雇用契約書で定める。

- ①実働6時間を超える場合 45分
- ②実働8時間を超える場合 60分

3. 休憩時間は法人が認めた場所で自由に利用することができる。ただし、休憩時間中であっても他に迷惑をかけるようなことをしてはならない。

第6条 (休 日)

1. 休日は毎週1日以上、その他法人が指定した日を個別に雇用契約書で定める。
2. 業務上必要がある場合には、前項で定める休日を他の労働日と振替えることがある。

第7条 (時間外、休日および深夜勤務)

1. 業務の都合で時間外、深夜（午後10時から午前5時）および休日に勤務させることがある。ただし、労働基準法第36条に基づく協定の範囲内とする。
2. 満18歳未満の者には時間外労働、休日労働および深夜労働はさせない。

第8条 (年次有給休暇)

1. 年次有給休暇については、労働基準法の定めるところとする。
2. 年次有給休暇を利用しようとする者は、所定の手続きにより原則として1週間前までに申し出なければならない。
3. 業務の都合上やむを得ない場合は、指定された日を他の時季に変更することができる。
4. 年次有給休暇は次年度に限り繰り越すことができる。

第9条 (子の看護休暇)

1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷または疾病にかかった子を世話するためまたは子に予防接種や健康診断を受けさせるための休暇を請求したときは、1年度につき5日間（該当する子が2人以上の場合は10日間）を限度として必要な日数の休暇を与える。
2. 前項の休暇は無給とする。

第10条 (介護休暇)

1. 介護休業の対象となる家族を介護する職員が、介護するための休暇を請求したときは、1年度につき5日間（該当する家族が2人以上の場合は10日間）を限度として必要な日数の休暇を与える。
2. 前項の休暇は無給とする。

第4章 勤務規律

第11条 (勤務)

1. 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、法人の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

第12条 (遵守事項)

職員は、以下の事項を守らなければならない。

- ① 勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと
- ② 許可なく職務以外の目的で法人の施設、物品等を使用しないこと
- ③ 職務に関連して自己の利益を図り、又は、他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと
- ④ 酒気を帯びて就業しないこと
- ⑤ 在職中及び退職後においても、業務上知り得た法人、取引先、会員等の機密を漏らさないこと
- ⑥ 許可なく他の法人等の業務に従事しないこと
- ⑦ 法人の内外を問わず、法人の名誉又は信用を損なう行為をしないこと
- ⑧ その他職員としてふさわしくない行為をしないこと

第13条 (個人情報保護)

1. 職員は、法人及び取引先、会員等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係のない情報を不当に取得してはならない。
2. 職員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた法人及び取引先、会員等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。

第14条 (始業及び終業時刻の記録)

職員は、出退勤に当たっては、出退勤時刻をタイムカードに自ら記録しなければならない。

第15条 (遅刻、早退、休暇、欠勤の手続き)

遅刻、早退、休暇、欠勤の場合は、事前に所定の様式により、上司を通じて法人に届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合には、事後の届出を認める。

第5章 解雇および退職

第16条 (解 雇)

職員が、以下の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 服務規律にしばしば違反し、改悛の情がなく、また協調性も欠けるなど法人・組織人として不適格と認められるとき。
- (2) 業務遂行意欲がなく、指導・育成等を施しても、意欲向上が見られず、職員としての責務を果たすことができないと認められるとき。
- (3) 精神または身体に支障があり、あるいは虚弱、疾病により業務に耐えられないと認められるとき。
- (4) 勤務成績または技能、能率が著しく不良で職務に適さないとき。
- (5) 正当な理由がない遅刻、早退、欠勤および直前の休暇申請が多く、労務提供を全うしようとする意思が不十分だと認められるとき。
- (6) 自己の都合により、引き続き1ヵ月以上（暦日数）欠勤するとき。
- (7) 職務および業務上において重大な過失があったとき。
- (8) 職場の規律を乱す、上司の指示命令に従わないなど職場のルールを乱すことで職場環境や職場の雰囲気悪化させる行為を繰り返し続けるとき。
- (9) 事業の縮小、事業所等の閉鎖、その他やむを得ない経営上の必要が生じたとき。
- (10) 天災事変その他やむを得ない事由により、事業の継続が不可能となり雇用を維持することができなくなったとき。
- (11) その他前各号に準ずる事由があるとき。

第17条（解雇予告、予告手当）

1. 法人は前条による場合、30日前に予告するか、または30日分の平均賃金（解雇予約手当）を支払って解雇することができる。
2. 予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合はその日数を短縮する。

第18条（定 年）

定年は定めない。

第19条（退 職）

職員が以下の各号の一に該当するときは、退職とする。

- ① 死亡したとき。
- ② 契約期間が満了したとき。
- ③ 退職申し出が承認されたとき。
- ④ 第16条の規定により解雇されたとき。

第20条（退職手続）

職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに総務部長に文書により退職の申し出をしなければならない。

第21条（配置転換）

法人は、業務上の必要があるときは、職場もしくは職種を変更することができる。

第6章 賃 金

第22条（賃金構成）

1. 賃金の構成は、基本給、時間外勤務手当、通勤手当とする。
2. 基本給は時間給もしくは日給によって定める。なお、その金額は、本人の職務、能力および経験等を勘案して個別の雇用契約書において定める。

第23条（時間外勤務手当）

1日において実働8時間を超える1時間につき、時間給の25%増の時間外勤務手当を支給する。

第24条（通勤手当）

通勤するために、交通機関を利用した場合には通勤手当として、実費を支給する。ただし、上限は5万円とする。

第25条（賃金の締切日および支払日）

賃金は当月1日から当月末日までの期間について計算し、翌月10日（その日が休日のときはその前日）に支払う。

第26条（賃金の控除）

賃金の支払に際して、給与所得税、社会保険料など、法令に定められた金額を控除する。

第27条（基準外賃金）

職員が、法定休日に就業した場合には休日出勤手当、深夜に就業した場合には深夜手当を支給する。

第7章 賞与および退職金

第28条（賞 与）

職員に対しては、原則として賞与は支給しない。

第29条（退職金）

職員に対しては、原則として退職金は支給しない。

第8章 安全および衛生

第30条（安全衛生）

職員は就業にあたり、安全および衛生に関する諸規則および作業心得を守るとともに、安全保持、災害防止および衛生に関し、必要な事項を守らなければならない。

第9章 災害補償

第31条（災害補償）

職員が業務上負傷し、疾病にかかった場合は、労働基準法によるほか、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償する。

第10章 社会保険の加入

第32条（社会保険の加入）

法人は、職員について、労働保険、社会保険など、常態として法令に定められた基準に達したときは加入の手続をとる。

付 則

この規則は平成30年2月4日から施行する。

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島という。

ただし、SO日本・徳島またはSON・徳島と略称することができる。

また、スペシャルオリンピックスはSOと略すことができ、エスオーと呼称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島市南矢三町二丁目1-59に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障害のある人(以下、アスリートという)たちに、年間を通じてオリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るといふスペシャルオリンピックス(以下、「SO」という)の使命に則り、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」(以下「SO国際本部」という)に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピックス日本(以下、SO日本)と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障害理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域社会における知的障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大
- (2) SO国際本部及びSO日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加
- (3) この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に

必要な資料、情報及び技術援助の提供

(4) この法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供

(5) 知的障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業

(6) その他、知的障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) スペシャルオリンピックス関連物品の販売

(2) チャリティ催事の開催

(3) チャリティスポーツの実施

(4) この法人の保有する無体財産権の提供を行う事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員及び社員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、法人の組織運営に関わる構成会員で、総会における議決権を有するもの。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費等)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助金を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総

会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、諸規則や総会の決議等に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及び賛助金、及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上25名以内

(2) 監事 2名

2 理事の中から、理事長1名、副理事長2名以内を置くこととする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。尚、理事は本法人の職員を兼ねることができる。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが任期を継続するときは、連続3期までとする。ただし、総会において認めた場合は3期を超えて任期を継続することが出来る。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後の最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。尚、本項の規程による役員の任期については、前項ただし書の適用において算入しないものとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に限り報酬を受けることができるが、その数は役員総数の3分の1の範囲以内とする。

2 前項の規定は、役員が職員を兼ねて職員としての給与を受けることを妨げない。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問・参与)

第20条 この法人に、法上の役員のほか、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、特定事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金、会費及び賛助金の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、理事長(理事長に事故ある時は副理事長)がこれにあたる。両者不在若しくは欠員のときは出席した正会員のなかから選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項

- 第2号及び第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決及び定足数)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は在任理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 運営組織

(運営委員会と専門委員会)

第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議決を経て、運営委員会及び各専門委員会等の運営組織を置くことができる。

(運営委員会の構成と機能)

第40条 運営委員会は、理事又はスペシャルオリンピックスの活動に関して経験と知識ある者の中から理事長が選任する運営委員によって構成される。

- 2 運営委員会は理事長が主催し、理事会が委任したこの法人の日常業務を執行し、また、総会に付議すべき事項を事前に審議し、理事会に提案する。

(専門委員会の構成)

第41条 専門委員会は、この法人の事業運営に伴って生じる専門的な問題について調査検討するために理事長が設置し、原則として理事または運営委員の中から理事長が選任する委員長と委員長が選任する専門委員によって構成される。

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費、賛助金
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) そのほかの収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会にその専決権があるものとする。

(予算の追加及び修正)

第51条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、3ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - (7) SO日本からの認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、教育、慈善、科学研究などを目的に組織運営されている知的障害のための法人、若しくは国の機関の中から、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
会長 渡邊 謙
副会長 佃 喜一郎
事務局長 三谷 郁彦
理事 白石 光生
理事 田所 健作
理事 福島 正
理事 邊見 洋子
理事 穂田 英夫
理事 関口 佳彦
監事 森住 利夫
監事 埴淵 はるみ
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年の通常総会の日までとする。ただし、この任期については第16条第1項ただし書の適用において算入しないものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日からその年の12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第53条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 入会金 正会員 個人 5,000円 団体 10,000円
(2) 年会費 正会員 個人 5,000円 団体 10,000円
- 7 第8条第2項の賛助金の額は総会で定めるものとするが、設立当初は次に掲げる額とする。
(1) 個人賛助金 年額 1口 3,000円
(2) 団体賛助金 年額 1口 10,000円

この印刷は富士ゼロックス四国株式会社の協賛をいただいております。

